

運用報酬の体系 / 運用報酬額の実績

■運用報酬の体系

三井不動産アコモデーションファンド投資法人は、当社と締結した資産運用委託契約に従い、当社に対して資産運用報酬を支払います。当該報酬は以下のとおりです(投資法人規約第36条)。

(1) 運用報酬Ⅰ

本投資法人の決算期毎に算定される、当該決算期に係る営業期間中に本投資法人の運用資産である不動産(不動産の賃借権及び地上権を含む。以下同じ。)又は運用資産の裏付けとなっている不動産から生じた賃料、礼金、共益費、駐車場利用料、付帯収益、施設利用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金若しくはそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収益の額(運用資産中の不動産その他の資産の売却による収益を除く。但し、運用資産が不動産に関する匿名組合出資持分又は不動産対応証券である場合には、本投資法人の決算期毎に算定される、当該運用資産にかかる配当その他これに類する収益の額とする。)の5%に相当する額を上限とし、資産運用委託契約に定める額を支払う。

当該報酬は、決算確定後遅滞なく支払うものとする。

(2) 運用報酬Ⅱ

本投資法人の決算期毎に算定される、分配可能金額×EPU×0.0019%(なお、当該決算期に係る営業期間が6ヶ月に満たない場合又は6ヶ月を超える場合は、0.0019%に「183を当該決算期に係る営業期間の実日数で除した数」を乗じた料率に調整。)に相当する額(分配可能金額が零を下回る場合には、零とする)上限とし、資産運用委託契約に定める額を支払う。

「分配可能金額」とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算される、運用報酬Ⅰ及び運用報酬Ⅱ並びにこれらにかかる控除対象外消費税等の控除前の税引前当期純利益(但し、のれん償却費を加算し、負ののれん発生益を控除した後の金額。)をいう。

「EPU」とは、下記Aを下記Bで除した金額をいう。

A: 分配可能金額

B: 当該決算期における発行済投資口数(但し、本投資法人が自己の投資口の取得を行い、当該決算期において未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合には、本投資法人の保有する自己の投資口を除いた数をいうものとする。)

なお、2025年9月1日以降、当該運用報酬Ⅱの額を算出する決算期までに投資口の分割又は併合の効力が発生している場合には、上記計算式によって得られた額に、各投資口の分割又は併合1回につき下記に規定する係数を乗じて運用報酬Ⅱの上限額を算出するものとする。

① 1: X の割合で本投資法人の投資口の分割が行われている場合には、X

② Y : 1 の割合で本投資法人の投資口の併合が行われている場合には、Y 分の1

当該報酬は、決算確定後遅滞なく支払うものとする。

(3) 運用報酬Ⅲ

新たに運用資産を取得した場合、当該運用資産の取得価格(但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。)に1%を乗じて得た金額を上限とし、資産運用委託契約に定める額を支払う。但し、スポンサー関係者からの運用資産取得については、当該運用資産の取得価格(但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。)に0.5%を乗じて得た金額を上限とし、資産運用委託契約に定める額を支払う。

なお、本条において、「スポンサー関係者」とは、(1)投信法に定義される利害関係人等、(2)資産運用会社の株主並びに連結会計基準における資産運用会社の株主の子会社及び関連会社及び(3)資産運用会社の株主並びに連結会計基準における資産運用会社の株主の子会社及び関連会社が15%以上の出資、匿名組合出資又は優先出資を行っている特別目的会社(資産流動化法上の特定目的会社、株式会社等を含む。)を意味する。

当該報酬は、取得日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

(4) 運用報酬Ⅳ

運用資産を譲渡した場合、当該運用資産の売却価額(但し、消費税及び地方消費税は除く。)に1%を乗じて得た金額を上限とし、資産運用委託契約に定める額を支払う。但し、スポンサー関係者に対する運用資産の売却については、当該運用資産の売却価額(但し、消費税及び地方消費税は除く。)に0.5%を乗じて得た金額を上限とし、資産運用委託契約に定める額を支払う。

当該報酬は、売却日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

(5) 運用報酬Ⅴ

他の投資法人との間で行う新設合併又は吸収合併(但し、本投資法人が吸収合併消滅法人となる吸収合併を除く。)において、資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合には、本投資法人は、当該合併時において当該他の投資法人が保有していた不動産等及び不動産対応証券の合併時における評価額に0.5%を乗じて得た金額を上限とし、資産運用委託契約に定める額を支払う。

当該報酬は、合併の効力発生日から3ヶ月以内に、支払うものとする。

■ 運用報酬額の実績

三井不動産アコモデーションファンド投資法人が当社に対して支払った資産運用報酬は以下のとおりです。

第 38 期(※) (2025 年 2 月期)	第 39 期(※) (2025 年 8 月期)
980,152 千円	1,002,525 千円

(注)資産運用報酬は、上記金額の他、個々の不動産等の帳簿価額に算入した物件取得に係る運用報酬分が

第 38 期は 16,360 千円、第 39 期は 26,362 千円あります。

(※)第 38 期、第 39 期の資産運用報酬のうち、運用報酬Ⅱに関しては、以下のとおりです。

運用報酬Ⅱ

「本投資法人の決算期毎に算定される分配可能金額の 5%に相当する額を上限とし、資産運用委託契約に定める額を支払う。「分配可能金額」とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算される、運用報酬Ⅰ、Ⅱ控除前の税引前当期純利益(但し、負ののれん発生益を除く。)をいう。

当該報酬は、決算確定後遅滞なく支払うものとする。」